

開訓発 0118 第 2 号
開特発 0118 第 2 号
令和 6 年 1 月 18 日

新潟県、富山県、石川県、福井県人材開発主管部(局)長 殿
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構求職者支援訓練部長 殿
公共職業訓練部長 殿
職業リハビリテーション部長 殿

厚生労働省人材開発統括官付
参事官（人材開発政策担当）付
訓練企画室長
特別支援室長

令和 6 年能登半島地震の影響を踏まえた公共職業訓練の補講の取扱いについて

人材開発行政の推進につきましては、日頃より格段の御配意をいただきまして感謝申し上げます。

職業訓練の運用については、平成 24 年 3 月 30 日付け能発 0330 第 18 号「職業訓練の運用について」別添「職業訓練運用要領」（令和 5 年 3 月 10 日付け改正後のものをいい、以下「要領」という。）により取扱いをお示ししているところですが、今般、令和 6 年能登半島地震の影響を踏まえた公共職業訓練の補講の取扱いについて、下記のとおりお示しします。

記

1. 補講の実施方法について

地震の影響により、通所又は同時双方向型のオンラインによる補講を受講することが困難な訓練生に対しては、メール、郵送等の通信の方法により、訓練内容や訓練時間に対応した教科書や課題等を配布して指導等を行う方法を用いても差し支えないこと。

この場合、訓練生に対して訓練内容を踏まえた適切な取組時間数の課題等を課し、訓練内容の習得が確認できた場合に、当該課題に割り振った時間数を補講時間に含めることができること。

2. 記1の取扱いの対象について

記1の方法により補講を実施した時間を補講時間に含めることができるのは、以下のいずれかに該当する場合であること。

- (1) 災害救助法適用地域に所在する公共職業能力開発施設又は委託訓練実施機関が被災し、通所又は同時双方向型のオンラインによる訓練を実施できない場合。
- (2) 災害救助法適用地域に居住する訓練生が被災し、通所又は同時双方向型のオンラインによる訓練の受講ができない場合。

3. 離職者訓練のうち委託訓練における留意点について

- (1) 記1の方法による補講時間については、通所又は同時双方向型のオンラインにより補講を実施した場合と同様、委託費の支払いの算定において、訓練を受講した時間として取り扱うこと。
- (2) 記2のいずれかに該当することの確認は、委託費の算出のために提出させた資料等により確認することとするが、別途追加で資料を求めても差し支えないこと。